

公益財団法人起業家支援財団

平成23年度 事業計画

I. はじめに

当財団は、今年、設立5年目を迎える。昨年3月、公益財団法人の認定を受け、4月より、公益財団法人起業家支援財団として事業活動を展開してきたが、本年度も公益目的を達成するため定款に定める諸事業に引続き着実に取り組む。

特に、今年度は、内閣府からの受託事業、「社会的企業育成支援事業」が2年目に入り、iSB公共未来塾での研修事業、ビジネスプランコンペの実施などによりコンソーシアムで掲げた目標（研修修了者数、起業者数など）を達成するとともに、新たに、昨年設立発起人を務め出資も行なった「起業家等の育成支援を行うインキュベーション施設」（仮称・株式会社関内イノベーションイニシアティブ）の企画運営業務を受託して、起業家の育成支援に取り組むなど公益性の高い事業を推進していく。

また、当財団の管理運営についても、一昨年9月に、新横浜から関内に移転した後、行政、諸団体との立地が近接したことから、当財団の対外接点は急速に拡大し、業務も幅広になっている。こうした点も踏まえ、公益財団法人として、組織の管理運営については一段と正確性、透明性、法令遵守に配慮した運営を行う。

II. 定款に定める事業

1. 学生起業家支援事業

1-1 将来、起業を目指す学生に対する奨学金の給付

第3期生に続き、第4期奨学生（約30名）を奨学生選考委員会において選考し、奨学金を給付する。

1-2 将来、起業を目指す学生に対する教育、助言等

第3期生に対して、学生起業塾を継続、3月に成果報告会を実施する。

第4期生に対しては、4月に開講、来年3月まで全8回の学生起業塾を開催する。

2. 青年起業家支援事業

2-1 ベンチャー起業家と経営者をつなぐフォーラムの開催

第4回、第5回として年2回、横浜と県内他の地域で各1回開催する。

第1回は青年起業家、第2回は食と農、第3回は神奈川のモノづくりに焦点を合わせて開催したが、第4回以降も時代のテーマを選択し開催する。

なお、他団体との連携による共催も検討する。

2-2 経営道場の開催

第3期生の「経営道場2010」、3月閉講（昨年9月開講）受講生10名。

第4期生の「経営道場2011」、9月開講（来年3月閉講）受講生12名を見込む

2-3 起業家等の育成支援のためなどに設置するインキュベーション施設の企画運営業務委託

インキュベーション施設（仮称・株式会社関内イノベーションイニシアティブ）における起業家の支援育成を具体的に実現するため、当財団が施設の起業家育成支援事業の企画運営機能を受託し、育成支援のノウハウを提供する。

3. アントレプレナー教育の実施及び受託

3-1 社会的企業育成支援事業（コンソーシアム事業）

地域事務局としてiSB公共未来塾を開催。昨年、今年の2年間で研修修了者400名、うち起業者60名を目標としている。

今年度は、1月以降、3回のiSB未来塾（研修とインターン）と3回のビジネスプランコンペを開催する。

また、県内外地域でのオンライン視聴、サテライト研修についても実施する。

3-2 大学における寄附講座の取組み

昨年4月から7月にかけて行った横浜市立大学における寄附講座（創業経営者4名の講演）の講演録の製本と頒布。

学生にも好評であったので、今年度も、横浜市立大学において、寄附講座として創業経営者の講義を実施する。

3-3 その他のアントレプレナー教育の受託

将来を担う小中学生、高校生、大学生などに対して、協調性、自立心、判断力などを総合的に備えた人材として育成するため、実践的、体験的なアントレプレナー教育を行う。

4. 起業家顕彰事業

顕著な実績を挙げている起業家や経営者を、他団体と連携して顕彰する。

このため、引き続き神奈川ビジネスオーディションの実行委員会に参加するとともに、他のインキュベーション施設とも情報交換、連携を行う。

5. アントレプレナー教育に関する調査及び研究事業

5-1 都市型ソーシャルビジネスモデル構築に関する研究事業

社会的企業育成支援事業を参考にして、都市型のソーシャルビジネスモデルの顕在化、成立要件、地域課題解決の担い手を育成するためのプログラムの開発などの研究を行う。

5-2 学生における起業に関する意識調査

奨学金給付事業の受給生を中心に、大学生、大学院生等の起業に対する意識を調査分析する。

5-3 起業家教育に関する実態調査

神奈川県内、東京都内など首都圏における学校での起業家教育の事例を調査する。

6. その他

6-1 情報発信についての取り組み

ホームページの見直しなど、インターネット環境下における情報発信を強化する。
また、事務局通信の配布対象を拡大する。

6-2 学生起業塾、経営道場の修了者のネットワークづくり

それぞれ、今年、第4回を迎えることから、過去3回の同窓会を開催し、縦横のネットワークを構築する。

6-3 賛助会員制度の運用開始

当財団が公益財団法人の認可を受けたことも踏まえ、財団の運営をバックアップいただきメンターとしてもご支援いただける賛助会員の募集を開始する。

II. 管理、運営

1. 組織運営

1-1 正確・透明な財団運営

公益財団法人として、公益性を踏まえ、法令、定款に沿って正確・透明な財団運営を行う。
特に、国や自治体等公的部門から受託した事業について明確な事業別管理を行う。

1-2 評議員会、理事会の開催

定時会合の他、必要な場合には随時臨時会合を開催し、評議員会、理事会の場で必要な協議を行う。

2. 財団管理

2-1 規定等の遵守

経理規定等諸規定を遵守し、コンプライアンス意識を徹底して透明な業務運営を行う。
また、随時、税務顧問のチェックを受け、正確な事務管理に努める。

2-2 管理体制の強化

パートタイマーを含めた人員の増加、業務委託先の増加などにより、当財団の業務運営に関与する人員数が増加しており、適正な業務管理体制の実現に努める。

以上